

大学等におけるオンライン教育とデジタル変革に関するサイバーシンポジウム

# AIと著作権

令和5年10月13日

文化庁著作権課長 靱井圭子

- 著作権法は、著作物の「公正な利用に留意」しつつ、「著作者等の権利の保護」を図ることで、新たな創作活動を促し、「文化の発展に寄与すること」を目的としています。

## 著作権法第1条(目的)※

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

※以下、特記ない限り条文番号は著作権法

- そのため、著作権法では「著作者等の権利・利益を保護すること」と、「著作物を円滑に利用できること」のバランスをとることが重要と考えられており、各種の規定も、このような考え方に基づいて制度設計されています。

- 著作権の対象となる利用行為(複製、公衆送信等)をしようとする際は、著作権者から許諾を得ることが原則です。(法第63条第1項)
- 他人の著作物を、①権利者から許諾を得ておらず、②権利制限規定にも該当しないにもかかわらず利用した場合は、**著作権侵害**となります。
- この著作権侵害の要件として、裁判例では、
  - ①「後発の作品が既存の著作物と同一、又は類似していること」  
(**類似性**)
  - ②「既存の著作物に依拠して複製等がされたこと」(**依拠性**)……の両方を満たすことが必要とされています。

# 権利の制限(許諾を得ず利用できる場合)

- 他人の著作物を利用したい場合、権利者から利用の許諾を得るのが原則※です。※著作権を譲り受けることも可
- 一方で、著作権法には、公益性の高い利用等、一定の場合に著作物の利用を認める規定が各種設けられています(**権利制限規定**)。
- 権利制限規定に該当する場合は、権利者から許諾を得ることなく、著作物を利用可能です(著作権侵害とはなりません)。

## 例)主な権利制限規定

私的使用のための  
複製  
(法第30条)

引用  
(法第32条)

学校その他の  
教育機関における  
複製等  
(法第35条)

非営利・無料・  
無報酬での上演等  
(法第38条)

# AIと著作権の関係について

- 「**AI開発・学習段階**」と「**生成・利用段階**」では、行われている著作物の利用行為が異なり、関係する著作権法の条文も異なります。

そのため、両者は分けて考える必要があります。

## AI開発・学習段階（著作権法第30条の4※）

※平成30年著作権法改正により新たに規定

- 著作物を学習用データとして収集・複製し、学習用データセットを作成
- データセットを学習に利用して、AI(学習済みモデル)を開発

- AI開発のような情報解析等において、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用行為※1は、原則として著作権者の許諾なく利用することが可能

※1 例えば、3DCG映像作成のため風景写真から必要な情報を抽出する場合であって、元の風景写真の「表現上の本質的な特徴」を感じ取れるような映像の作成を目的として行う場合は、元の風景写真を享受することも目的に含まれていると考えられることから、このような情報抽出のために著作物を利用する行為は、本条の対象とならないと考えられる

- ただし、「必要と認められる限度」を超える場合や「著作権者の利益を不当に害することとなる場合※2」は、この規定の対象とはならない。

※2 例えば、情報解析用に販売されているデータベースの著作物をAI学習目的で複製する場合など

## 生成・利用段階

- AIを利用して画像等を生成
- 生成した画像等をアップロードして公表、生成した画像等の複製物(イラスト集など)を販売

- AIを利用して生成した画像等をアップロードして公表したり、複製物を販売したりする場合の著作権侵害の判断は、著作権法で利用が認められている場合※を除き、通常の著作権侵害と同様

※ 個人的に画像を生成して鑑賞する行為（私的使用のための複製）等

- 生成された画像等に既存の画像等(著作物)との類似性(創作的表現が同一又は類似であること)や依拠性(既存の著作物をもとに創作したこと)が認められれば、著作権者は著作権侵害として損害賠償請求・差止請求が可能であるほか、刑事罰の対象ともなる

# 法第30条の4導入の経緯

- 文化審議会での検討の過程では、著作物の利用行為を、権利者に及びうる不利益の度合いに応じて3つの「層」に分類し、このうち「第1層」「第2層」について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備することが適当とされました。

## [第1層]

著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型(著作物を享受(鑑賞等)する目的で利用しない場合 等)

情報通信設備のバックエンドで行われる利用等

## [第2層]

権利者に及びうる不利益が軽微な行為類型(新たな情報・知見を創出するサービスの提供に付随して、著作物を軽微な形で利用する場合)

所在検索サービス

情報分析サービス

## [第3層]

著作物の市場と衝突する可能性があるが、公益的政策実現等のために著作物の利用の促進が期待される行為類型

引用

教育

障害者

報道

...

柔軟な権利制限規定を整備

- こうした検討を踏まえ、情報解析の用に供する目的で著作物を利用する場合など、「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」については、3分類のうち「第1層」に当たるものとして、平成30年の著作権法改正により、柔軟な権利制限規定が設けられることとなりました(法第30条の4)。

## 著作権法第30条の4(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
- 二 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。)の用に供する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用(プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合

- AIを利用して画像等を生成した場合でも、著作権侵害となるか否かは、人がAIを利用せず絵を描いた場合などの、通常の場合と同様に判断されます。

⇒「類似性」及び「依拠性」による判断

- AI生成物に、既存の著作物との「類似性」又は「依拠性」が認められない場合、既存の著作物の著作権侵害とはならず、著作権法上は著作権者の許諾なく利用することが可能です。
- これに対して、既存の著作物との「類似性」及び「依拠性」が認められる場合、そのようなAI生成物を利用する行為は、
  - ① 権利者から利用許諾を得ている
  - ② 許諾が不要な権利制限規定が適用される……のいずれかに該当しない限り、著作権侵害となります。

- また、AI利用者としては、著作権侵害とならないよう、AI生成物を利用する際は次のような点に注意が必要です。

行おうとしている利用行為(公衆送信・譲渡等)が、権利制限規定に該当するか  
権利制限規定に該当する場合は、仮に既存の著作物との類似性・依拠性が認められる場合でも許諾なく利用が可能です。

既存の著作物と類似性のあるものを生成していないか

既存の著作物との類似性の程度によっては、AI生成物に依拠性が認められ、許諾なく利用すれば著作権侵害となるおそれがあります。

既存の著作物と類似していることが判明したAI生成物については、

- ① そのまま利用することを避ける
- ② そのまま利用する場合は、既存の著作物の著作権者から許諾を得た上で利用する
- ③ 既存の著作物とは全く異なる著作物となるよう、大幅に手を加えた上で利用する  
……といった対応が考えられます。

# 今後の進め方

- 著作権分科会においてクリエイターの懸念の払拭、AIサービス事業者やAIサービス利用者の侵害リスクを最小化できるよう、生成AIの発展を踏まえた論点整理を行い、考え方を明らかにする

## 【主要論点項目】

### 1. 学習用データとして用いられた元の著作物と類似するAI生成物が利用される場合の著作権侵害に関する基本的な考え方

- ・ 類似性・依拠性の考え方や事例研究

### 2. AI（学習済みモデル）を作成するために著作物を利用する際の基本的な考え方

- ・ 「非享受目的」に該当する場合
- ・ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合

### 3. AI生成物が著作物と認められるための基本的な考え方

- ・ 利用者の創作意図や創作的寄与に関する考え方や事例研究

## 【クリエイターの主な懸念等】

- ・ 苦勞して生み出した唯一の作品を機会により学習され、簡単に同じようなものが生成されること
- ・ 海賊版としてネットに掲載されているものが学習されてしまうこと
- ・ 営利のAI開発事業者が著作物を許諾なく学習する一方、権利者に対して対価がないこと
- ・ AI生成物の既存の著作物との類似性判断については、従前のケースでもかなりの一致率を求められる場合があり、厳しい。
- ・ 追加学習や作為的な読み込みをして、特定の作家風の生成がされてしまうこと
- ・ 生成AIを用いていないクリエイターが生成AIを用いたのではないかと批判をうけることがあり、創作の委縮につながるのではないかと。

※このほか、生成AIにより新たな創作活動が行えることや、人手不足の問題解決に資するといった前向きな意見もある。



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

《本日の講演内容及び講演資料の改変はお断りいたします》